



第 4 号様式

流 環 第 4 3 号
令和 6 年 4 月 1 1 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 6 年 2 月 1 5 日付け、流監第 1 3 3 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和6年2月15日・流監第 133 号	
監 査 の 種 別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部クリーンセンター	指摘	機器の修繕において、事前に見積書を徴取せずに修理を依頼し、業務完了後に請書を作成している事案があった。流山市財務規則及び流山市契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続を徹底されたい。	ご指摘のあった契約事務手続につきまして、現場との連絡・調整を密にして事前に見積書を徴収し、規則及び契約事務取扱要領等に基づき適正な契約事務手続を経て業務着手することを課内で徹底します。
環境部環境政策課	意見	切手等受払簿の記載に誤りや漏れがあったため、保有数量と台帳に差異が生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	切手等につきましては、定期的（月一回、月末）に棚卸しを行い、残数を確認する運用としました。また、本運用について課内で共有しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。